地域に根ざした男女共同参画社会をめざして

えいぷりる10（てん）

特集

育児・介護と仕事の両立に向けて

育児・介護と仕事の両立に向けて
「育児・介護休業法」ってご存知ですか？

働きながら家事や育児をするということは、想像以上に大変なものです。特に、子どもを持つ女性には非常に大きな負担がかかります。

『家庭生活を大事にしながら働き続けたい』、そんな思いを持っている方々を支援するために、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」が平成 21 年 6 月 24 日に成立、7 月 1 日に公布されました。そして、今年の 6 月 30 日から全面的に施行されます※。

今回の改正により、男性の育児参加がしやすくなったり、子育て中の方が働きやすくなったりします。具体的にどのような点が変わるのか、そのポイントを紹介します。

※一部の規定について、従業員 100 人以下の企業における施行日は、公布の日から 3 年以内の政令で定める日となります。

①子育て中の時短と残業免除の制度を義務化

3 歳までのお子さんを養育する労働者の方が

Ⅰ、希望すれば、利用できる短時間勤務制度（1 日 6 時間）を事業主は設けなければなりません※

Ⅱ、請求すれば、所定外労働（残業）を事業主は免除しなければなりません※

◆ 違反した場合は、罰則が科されます

◆ 労働局の勧告に従わない場合は企業名が公表され、虚偽報告等を行った場合は過料があります

※雇用期間が 1 年未満の労働者等一定の労働者のうち労使協定により対象外とされた労働者は適用除外。

③子の看護休暇制度の拡充

病気・けがをした就学前の子の看護

（現　行）労働者 1 人あたり年 5 日取得可能

（改正後）Ⅰ、就学前の子が 1 人なら年 5 日に
Ⅱ、2 人以上なら年 10 日になります

④家族の介護休暇の創設

要介護状態※①の対象家族※②が

Ⅰ、1 人なら年 5 日

Ⅱ、2 人以上なら年 10 日

介護休暇が取得できるようになります※③④

◆ 今まで十分に対応できなかった『要介護家族の通院の付添い』などが可能になります

※①負傷、疾病又は身体上・精神上の障害で、2 週間以上にわたって常時介護を必要とする状態

※②配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫

※③雇用期間が 6 ヶ月未満の労働者等一定の労働者のうち労使協定で休暇を取得できないものとされた労働者は適用除外。

※④この介護休暇のほか、現行の介護休業が取得できます。

②父親の育児休業の取得促進

Ⅰ、パパ・ママ育休プラスで 2 ヶ月延長に

●父母がともに育休を取る場合、取得可能期間が 2 ヶ月延長されます

例

Ⅱ、パパの育休取得の範囲が拡大

●父の育休取得促進の観点から、妻の出産後 8 週間以内に育休を取得した場合、再度育休が取得できるようになります

例

Ⅲ、専業主婦（夫）の配偶者も育休取得が可能に

●労使協定により育休の対象外にできるという規定を廃止し、専業主婦（夫）家庭の配偶者も育休を取得することができるようになります

⑤実効性の確保のための制度の創設

（育休の取得等の）労使間の紛争について

Ⅰ、都道府県の労働局長による紛争解決の援助

Ⅱ、調停委員による調停制度

が創設されます

詳しくは厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/index.html）をご覧ください

インタビュー

◆今回の改正でどうかわるのか 社会保険労務士でキャリアコンサルタントの樽谷かず子先生にお伺いしました

Q 男性の育休取得は増えると思われますか。

A. 政府機関の統計では、25 歳以下の男性労働者の育休希望は 4 割を超えています。今回の法改正により企業が法令順守の体制をとらざるを得なくなり、また今後男性の育休に対する『社会の認知度』と『職場の理解度』が進むことで、徐々に育休取得率はあがると思います。

Q 子育てに参加したいという男性は少なくないにもかかわらず、男性の育休取得は困難な状況です。今後、この状況は解消されるのでしょうか。

A. 今回の改正で男性の育休が『パパ・ママ育休プラス』などで制度上では取得しやすくなりました。しかし男性の育休が取りにくいことは、女性の取得率が８６．６％であるにもかかわらず､男性は2％にも満たない数字に表れています。

今後、改正法が周知され企業のコンプライアンスの機運が高まり、育休を取ることによる不利益の不安がなくなり、他の法律 (年金法や雇用保険法など) の整備で育休中の収入の減少が緩和されれば、男性の育休取得を取り巻く困難な状況は多少解消するのではないでしょうか。

Q 男女に関わらず、育休を取りやすい職場環境とはどのようなものでしょうか。

A. 企業の制度が整備されていたり、育休の前例が多くあることは育休のとりやすい職場環境であるといえます。

その他に、取得者本人の努力や事前準備も重要だと思われます。育休中は取得者の業務を職場の同僚に頼むことになるので、普段から職場におけるコミュニケーションをとり信頼関係を築いておくこと、育休予定なら早めに上司、人事、労働組合へ相談することなどが育休をとりやすくすることにつながると思います。

Q この不況下で育休制度等の整備ができる会社（特に中小企業）はなかなか少ないと思うのですが、どうでしょうか。それと、今回の改正を受けて、育休切りや育休・産休を背景としたリストラ等は改善されると思われますか。

A. たしかに不況の中、制度の整備は容易ではありません。改正法のうち、労働者 100 人以下の事業主には①子育て中の短時間勤務制度、②残業の免除制度、③介護休暇の新設については、3 年の猶予期間が設けられています。

しかし一部猶予があるにしても、その他の事項は 6 月 30 日より施行されるので、企業は導入に向け早急な対応を迫られています。今後、企業は男性も含めた幅広い労働者が制度を活用する可能性を考え、職場の体制作りを行なわなければならないと考えられます。具体的には、生産性の低下につながらない業務分担や、制度対象者以外にも納得される処遇・評価制度の再検討などです。

また育休切りや育休・産休を背景としたリストラ等は、苦情処理制度や調停等の体制が進み過料も創設されたので、法の周知や公表によりある程度の改善はあるのではないでしょうか。

パパの子育てを応援する本

パパブック ～パパロボット取り扱い説明書～

発行／ NPO 法人　関西こども文化協会

父親が子育てに積極的に参加することが子どもや家庭にどういった効果をもたらすのか。また、どのような遊びを通して子どもとふれあえばよいのか。『パパブック』は、そういった内容を、パパロボットの取扱説明書という形でコミカルにまとめた 1 冊です。

全 22 頁のブックレットタイプで、愛嬌のある挿絵もふんだんに使われています。仕事が忙しいお父さんにも､活字が苦手なお父さんにも､気軽に読んでいただけます。

そして、この本で紹介されているお父さんならではの力技を使った遊びを実際にやってみて、子どもの反応を見てみてください。遊びの幅が広がったという声が、モニターの声として掲載されていました。

もちろん、パパロボットの取扱説明書ですので、家族がお父さんをうまく子育てに誘導するポイントなども紹介されています。家庭生活の負担が大きく、お疲れ気味のお母さんも一度読んでみてはいかがでしょうか。

（送料別途必要。問い合わせ・申し込みは､「NPO 法人 関西こども文化協会（Tel：06-6460-1621 、ホームページ：http://www.kansaikodomo.com/)」へ。）

2009 やお女と男のはつらつフォーラム

共同参画が拓く　女と男の豊かな人生

公募市民が、企画・運営を行い開催する秋の恒例行事「やお女と男のはつらつフォーラム」。

今年は、「共同参画が拓く　女と男の豊かな人生」をテーマに、10月16日（金）、17日（土）の2日間にわたり、八尾市文化会館（プリズムホール）にて開催しました。

講師の池田さん（前列中央）と実行委員のみなさん

講演会

あなたもここに生きています

「世界がもし100人の村だったら」／講師　池田　香代子さん

ベストセラー絵本「世界がもし100人の村だったら」で知られる、池田香代子さんを講師にお迎えし、講演会を実施しました。

講演では、最近の情勢なども踏まえながら、「世界がもし100人の村だったら」の本が生まれた背景をはじめ、女性や子どもを取り巻く貧困の問題や世界の平和についてなど、池田さん自らの活動や支援の話しも交えてお話いただきました。

男性も女性も自分らしく生きていくことのできる男女共同参画社会については、「人間らしく生きること、それは、"感情の男女共同参画"である」という言葉がとても印象的でした。

また、男性の自殺者が増えてきている昨今、「男性も弱音をはいても、いいんですよ。」と男性へアドバイスをされたり、本の朗読では、感動して涙ぐむ場面もありました。

世界の平和、子どもの幸せ、貧困の問題、そして男女共同参画。90分では語りつくせないほどの大きなテーマをもとに、さまざまな角度から具体的な話をしてくださいました。この講演を通して、池田さんの心の強さ、やさしさ、思いやりを感じられたと共に、私たち一人ひとりにできることは何かを考えさせられる講演でした。

参加者の声

○いろんな新発見がありました。つらいことがあれば、どんどんいろんなことを話したいと思います。（40歳代　男性）

○人権意識のあり方や広い心で周りを見る目を教えられました。（50歳代　女性）

○「自分も何か参加しないと」という思いになりました。戦争・人権・環境、いつまでも自分のテーマにしたいと思います。（60歳代　男性）

分科会①

第１部「映画に見る女と男」／講師　岸野　令子さん

第２部　映画「殯(もがり)の森」上映　（日本語字幕つき）

映画「殯の森」の上映に先立ち、映画パブリシストの岸野令子さんを講師にお迎えして、「映画に見る女と男」をテーマに分科会①を開催しました。

まず、監督である河瀬直美さんについて、その生い立ちや経歴、映画の描き方など、岸野さんの目から見た河瀬監督像を紹介してもらいました。次に、映画の登場人物やタイトルの意味、内容に触れ、この映画が観念的で分かりやすい映画ではないこと、物語の中に象徴されているものを自分で読み取っていく映画であるということを解説していただきました。

また、映画の中の男女という視点から、「男が稼いで女が家を守る」といった男女の役割を固定化した描き方をしている映画について、いくつかの実例を挙げながら解説。さらに、性的マイノリティの方などを描いている映画も多く、是非そんな作品も見て自分の世界を広げてほしいということも話していただきました。そして最後に、男女という枠にはまらない方々も含め、すべての人が参画できる社会が一番いいと思うと話されました。

この講演を通して、参加者それぞれがより大きな視点で共同参画を考えるきっかけとなったのではないでしょうか。

参加者の声

○見たかった映画でしたが、結果のわかりにくさがあり、最初の解説を聞いていて良かったです。（50 歳代　女性）

○この映画を通して、自分自身がどうありたいのか考える機会になりました。（20 歳代　女性）

○いつも同じ見方で観ないという考えに同感と思いました。講師の男と女、 そして男女でない人もおられることも考えたい。（50 歳代　女性）

分科会②

「やおの歴史と伝承に見る女たち」／講師　坂上　弘子さん

「やおの歴史と伝承に見る女たち」をテーマに、八尾市にゆかりのある人物に焦点を当てて、八尾市在住の坂上弘子さんを講師にお迎えし、分科会②を開催しました。

坂上さんのお話は、大変わかりやすく、また楽しく聞かせていただき、会場からは多くの笑顔が見られました。

歴史といえば男性主体で語られることが多いですが、八尾の歴史と伝承の中から女性たちに目を向けてみると、「河内の女性の行動力の大きさ」や「働き者でしっかり者であること」、そして何より「河内の女性は元気がいい」ということを時代とともに登場してくる人物の解説を通じてお話していただきました。

また、今日の女性については、「市民活動をされている女性が多いこと」や、「元気で活発であること」などを話され、参加者一人ひとりが日常生活を振り返りながら、男女共同参画について改めて考えさせられる講演でした。

参加者の声

○今まで知らなかった角度からの河内の女性の様子を教えていただき、元気をもらいました。（50 歳代　女性）

○八尾に住むのに、八尾の歴史を知るのは大切。特に女性の歴史をこんな風に聞けるのはとても良かったです。（50 歳代　女性）

○初めて聞いた話が多く、大変興味深かったです。ぜひ、シリーズで企画していただければと思います。（60 歳代　男性）

日本女性会議2009さかい

「山の動く日きたる　～ジェンダー平等の宇宙（そら）へ～」

与謝野晶子生誕の地・堺で開催された日本女性会議に、八尾市からは、３名が参加しました。

1975 年の「国際婦人年」とそれに続く「国連婦人の 10 年」を記念して始まった日本女性会議は、今回で 26 回目を迎え、10 月 30 日（金）･31 日（土）、11 月 1 日（日）に堺市で開催されました。

堺市は、与謝野晶子の生誕の地であり、全国初の「男女共同参画宣言都市」であること、また府内初の「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定した市であることなど、全国的にも男女平等社会の実現に向けた先進的な取り組みを積極的に推進してきた都市のひとつです。

今回のテーマである「山の動く日きたる」は、女性の自立と解放をうたった与謝野晶子の詩であり、すべての人がその個性と能力を輝かせる社会を築くため、晶子を生んだ堺から世界へ、そして宇宙へとジェンダー平等を発信しました。

1日目全体会B

【基調報告】
「男女共同参画社会実現への現状と課題」
岡島敦子（内閣府男女共同参画局長）

【対談】
「世界の女性の現在（いま）、そして、これからの地球社会」
～女性差別撤廃条約と国際社会の役割～
林　陽子（弁護士・国連女性差別撤廃委員会委員）
李　節子（長崎県立大学大学院人間健康科学研究科教授）

参加者の感想

堺市民会館大ホールは大盛況で、1,400 人近く収容できる会場はほぼ満席でした。

基調報告では､「今は４人に１人が 65 歳以上であるが、将来的には３人に１人が 65 歳以上となり、男だけが働くということには無理が生じてくる。女性が社会に出る必要性がさらに大きくなり、役割分担意識の解消が必要である。」という話が、将来を見据えた現実的な観点であり、共感を覚えました。

・・・・＊・・・・・＊・・・・・＊・・・・・＊・・・・

2日目分科会1

政策決定の場で活躍するには！！
「政策決定の場にもっと女性を」
～女と男でフィフティ＆フィフティ～

【パネルディスカッション】
●コーディネーター　伊藤公雄
●パネリスト　岩本美砂子、北村春江、辻村みよ子

参加者の感想

「女性の社会参画、意思決定過程への参画は、世界から見ると日本はまだまだ遅れており、日本基準から世界基準へのステップを」という話が印象に残りました。

男女平等社会の実現には、この国際的な感覚が必要だと感じました。

・・・・＊・・・・・＊・・・・・＊・・・・・＊・・・・

全体会E

【対談】
「ワーク・ライフ・バランスはすてきな経済対策」
～女性の能力発揮で不況をふっとばそう！～
岩田　喜美枝（株式会社資生堂 代表取締役執行役員副社長）
遥　洋子　（作家・タレント）

参加者の感想

社会全体を通じて、個人の働き方を変えていく必要があると実感しました。

男性も女性もともに働き方、そして働く意識を変え、ワーク・ライフ・バランスの調和を図っていくことが大切です。

この対談で学んだ様々なことを意識し、今後の仕事に活かしていきたいです。

平成 22 年 4 月 1 日より施行

～豊かで活力のある男女共同参画社会の実現をめざして～

八尾市男女共同参画推進条例

　八尾市では、男女が性別に関わりなく、社会のあらゆる分野に対等に参画し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざして、「八尾市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 22 年４月１日に施行します。

　この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念や市の施策の基本となる事項などを定めたものです。

　男女共同参画を推進し、豊かで活力のあるまちづくりを進めていくため、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

6 つの基本理念（第 3 条）

◆男女の人権の尊重

　男女が個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けることなく、能力を発揮する機会が確保されるようにしましょう。また、男女間のあらゆる暴力をなくしましょう。

◆社会における制度または慣行についての配慮

「男性は･･･」「女性は･･･」という固定的な考えで、男女の社会的活動の選択肢が狭められたり、偏った影響を与えたりしないよう配慮しましょう。

◆政策・方針決定過程への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、市の政策や事業者における方針の立案・決定に対等に参画できるようにしましょう。

◆家庭生活との両立

家族である男女が互いに理解し、協力し合い、社会の支援を得ながら、家庭生活と、職場、地域などでの活動が両立できるようにしましょう。

◆身体・健康への配慮

男女がそれぞれの身体的特徴について理解し合い、妊娠・出産などについて互いの意思を尊重し、生涯にわたって健康な生活を営むことができるようにしましょう。

◆国際的協調

男女共同参画は、国や国際社会の取り組みと協調して進めましょう。

◆市は、

　男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に策定し、実施します。

　また、関係機関と連携を図り、体制及び環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めます。

（第４条）

◆市民は、

　職場、学校、地域、家庭などで、男女共同参画の推進に努めましょう。

（第５条）

◆事業者は、

　事業活動において、男女共同参画の推進に努めましょう。

　また、職場やその他の活動の場において、男女の対等な参画の機会の確保に努めるとともに、家庭生活と社会生活との両立を支援するための環境整備に努めましょう。

（第６条）

市、市民、事業者が一緒に連携・協力し合って、男女共同参画の推進に取り組んでいきましょう。（第７条）

INFORMATION

インフォメーション

八尾市男女共同参画スペース

【八尾市男女共同参画スペースの移転について】

平成22年4月1日より、八尾市男女共同参画スペースの場所が移転します。それに伴い、講座の開催をはじめ、女性相談事業の場所等も移転先に変更となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【利用時間等】

火～土曜日（休館日は、日・月・祝日・年末年始）

※月曜日が祝日の場合は、その翌日以降の祝日でない直近の日

午前9時～午後5時

【女性相談】

夫や子どものこと、身体、性格、仕事、人間関係など様々な女性の悩みに、専門の女性カウンセラーが相談に応じます。お気軽にご相談ください。相談無料。秘密厳守。要予約。

相談日　（1人50分）

毎月　第1水曜日、第4土曜日　午後1時～4時

第2・4火曜日　午前10時～午後1時

【所在地】

〒581-0833　八尾市旭ヶ丘5－85－16

生涯学習センター「かがやき」4階

【申込み・問合せ先】

男女共同参画スペース

TEL　072-923-4940

八尾市役所　人権政策課

TEL　072-924-3894

募集

八尾市男女共同参画推進条例制定記念シンポジウム

八尾市男女共同参画推進条例の制定を記念して、シンポジウムを開催いたします。

●オープニング

コーラスグループによる合唱

●基調講演

「21世紀は老いも若きも、男女共同参画で」

講師：樋口　恵子（評論家・東京家政大学名誉教授）

●パネルディスカッション

「女も男もはつらつ　八尾の市（まち）」

パネリスト・田中　誠太（八尾市長）

・細見三英子（ジャーナリスト）ほか

☆と　き　平成22年6月5日（土）

午後1時～3時30分

☆ところ　プリズムホール（小ホール）

※当日直接会場へ。一時保育・手話通訳あり。

☆問合せ先

人権政策課　TEL072-924-3894

FAX072-924-0175

2009やお女と男のはつらつフォーラム実行委員

4～5ページに紹介しているようなフォーラムを毎年秋に開催しています。

フォーラムの企画から当日の運営までを担っていただく実行委員を募集します。女と男のさまざまな生き方を考え、交流を深めませんか。

☆ 申込み・問合せ先

人権政策課　TEL 072-924-3894

FAX 072-924-0175

発　行　八尾市人権政策課

〒581-0003　八尾市本町1－1－1

TEL 072-924-3894　FAX 072-924-0175

平成22年（2010）3月（H21-132）

企画・編集　えいぷりる10編集委員会

本情報誌「えいぷりる10」とは女性が初めて参政権を行使した1946年4月10日を表しています。